

保険適用で不妊治療をお考えの方へ

(タイミング・人工授精・体外受精)

上記の治療を**保険適用**でされる予定の患者様は

法的婚姻関係

または

事実婚 (出生した子について認知を行う意向があるカップル)

であることが条件です。

また、治療開始前に

夫婦での来院、夫婦での感染症の採血(自費)

が必須となります。

なお、治療計画書の作成にあたり**戸籍謄本**の提出が必要となりますのでご用意をお願いします。

(発行日より3ヵ月以内有効)

※初回の診察は自費診療になりますので
できる検査に限りがあります。

